

令和8年度 大野城市人権政策審議会 第2回会議 議事録

日 時 令和8年6月30日(火)15:30～16:20

場 所 大野城市役所 新館3階 321会議室

出席委員 見城会長 三苫副会長 鶴田委員 佐藤委員 井石委員

北崎委員 松岡委員 大林委員 安成委員

事務局職員〔人権男女共同参画課〕山下課長 大串係長 田川係長

桐田主任主事 村田主任臨床心理士

〔開会 15時30分〕

1 開会

2 会長あいさつ

3 主な質疑

(1)「第3次大野城市人権教育・啓発基本指針」に基づく実施計画 令和7年度進捗状況報告書について

○委員

人権に関する事業の効果を回数で判定している事業が多いですが、回数ではなく、事業の内容については、どのように測っているのでしょうか。

○事務局

講演会や啓発冊子等、多くの事業においてアンケートを実施し、理解度や行動変容への意識、感想等についての質問に回答してもらうことより、定量的な面だけでなく、定性的な面も把握し、事業の改善につなげるように努めています。

○委員

人権の花運動事業において、配付される児童向け啓発冊子「種をまこう」は、実施校のみにしか配付されないのでしょうか。

○事務局

令和7年度については、筑紫人権擁護委員協議会から実施校だけでなく、市内の各小学校に対して配付されています。人権の花運動では、実施校の児童に対して、「種をまこう」中の作品を用いて、人権擁護委員による人形劇や読み聞かせなどを行い、人権啓発を行っ

ています。

(2)「大野城市ハラスメント対策指針骨子(案)」について

○委員

議員によるハラスメントや、市民からのハラスメントが発生している可能性があります。市民や来庁者からの市職員へのハラスメント対策は行っているのでしょうか。

○事務局

本市では、ハラスメントは重大な人権問題と考え、市民を巻き込む形で、令和8年3月に理念条例である大野城市ハラスメント根絶条例を制定しました。

市議会議員に関するハラスメントは、議会内部で考えていただくよう検討しています。

来庁者からのカスタマー・ハラスメントについては、現在検討中の大野城市ハラスメント対策指針とは別に、市職員を守るという観点で作成する予定です。

また、家庭内におけるハラスメントは、慎重に取り扱う必要があると考えています。まず、現時点では、周知啓発、意識の醸成に取り組むことは可能です。他に、市内の事業所や団体が、ハラスメント対策を進めていく際には助言を行う等、伴走型の支援等を検討しています。

○会長

他にご意見等がなければ、議事は以上といたします。

4 閉会

〔閉会 16時20分〕